

那珂川町森林整備計画

計画期間

自	平成28年	4月	1日
至	平成38年	3月	31日

平成29年3月変更

栃 木 県
那 珂 川 町

目次

I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

- 1 森林整備の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 森林整備の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 森林施業の合理化に関する基本方針・・・・・・・・・・ 3

II 森林整備の方法に関する事項

第1 森林の立竹木の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

- 1 立木の伐採（主伐）の標準的な方法・・・・・・・・・・ 4
- 2 樹種別の立木の標準伐期齢・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 3 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第2 造林に関する事項

- 1 人工造林に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2 天然更新に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在・・・・・ 10
- 4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準・・・・・ 10
- 5 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

- 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法・・・・・ 11
- 2 保育の作業種別の標準的な方法・・・・・・・・・・・・ 12
- 3 その他間伐及び保育の基準・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 4 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

第4 公益的機能別施業森林の整備等の森林の整備に関する事項

- 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法・・・・・ 13
- 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 3 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

第5 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

- 1 路網の整備に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 2 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

第6 委託を受けて行なう森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

- 1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針・・・・・ 22
- 2 森林の施業又は経営の受託等による規模拡大を促進するための方策・・・・・ 22
- 3 森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項・・・・・ 22

第 7	森林施業の共同化の促進に関する事項	
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	2 3
2	森林施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	2 3
3	協同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	2 3
第 8	その他森林整備の方法に関し必要な事項	
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	2 3
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	2 4
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	2 4
4	その他必要な事項	2 5
III 森林の保護に関する事項		
第 1	鳥獣害の防止に関する事項	2 5
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	2 5
2	その他必要な事項	2 5
第 2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	2 5
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	2 5
2	鳥獣害対策の方法（第 1 に掲げる事項を除く。）	2 5
3	林野火災の予防の方法	2 5
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	2 5
5	その他必要な事項	2 6
IV 森林の保健機能の増進に関する事項		
1	保健機能森林の区域	2 6
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法	2 6
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備	2 6
4	その他必要な事項	2 6
V その他森林の整備のために必要な事項		
1	森林経営計画の作成に関する事項	2 7
2	森林整備を通じた地域振興に関する事項	2 8
3	森林の総合利用の推進に関する事項	2 8
4	住民参加による森林の整備に関する事項	2 8
5	その他必要な事項	2 9

I 伐採、造林、間伐、保育その他の森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本町は、栃木県の北東部に位置し、総面積 19,278 h a、うち林野面積は 12,255 h a で町の総面積の 64%を占めている。保有形態別にみると民有林が 9,767 h a、国有林が 2,493 h a となっており、民有林面積のうちスギを中心とした人工林面積は 5,941 h a で人工林率は 60.8%と高いものとなっている。

本町の森林は、林業生産活動が積極的に実施されるべき人工林帯及び広葉樹が林立する天然林帯とから構成されている。人工林から生産される木材は一般建築用材に使用されていることから、需要に応じた市場性の高い優良柱材の生産に努め、とちぎ八溝材のブランド化を推進する必要がある。広葉樹のなら、くぬぎ等はしいたけ等の原木供給基地としての整備をし、森林の有する公益的機能の増進を図り、適正な保育・間伐を積極的に推進する必要がある。また、区域内の製材所、あるいは、再資源化工場と連携し、製材所より産出される端材のラミナ利用、林地残材をチップ化し燃料として利用を行い、森林より産出される木材を余すことなく利用することを目指す。

しかしながら、近年の木材価格の低迷による切り控え、林業労働力の減少・高齢化、賃金の高騰などによる未整備森林の著しい増加や、森林の持つ機能に対する住民の意識・価値観の変化などに対応することが今後の課題となっている

2 森林整備の基本方針

森林の整備に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、森林の持つ多面的機能を5つの評価に区分し、適正な森林施業の実施により健全な森林資源の維持増進を図るものとする。

また、森林整備の現状と課題を踏まえ、それぞれの区分に応じた望ましい森林の姿に誘導するため、適切な施業方法により森林整備を推進することとする。

【森林の機能評価区分】

森林の機能評価区分	
機 能	機 能 の 説 明
水 源 涵 養 機 能	・ 水資源を保持し渇水を緩和するとともに洪水流量等を調節する機能
山地災害防止機能 土 壌 保 全 機 能	・ 自然減少等による土砂崩壊、土砂流出等の山地災害の発生、その他表面侵食等山地の荒廃化を防止し、土地を保全する機能
快適環境形成機能	・ 生活環境の悪化を防止し、快適な生活環境を保全、形成する機能
保健・レクリエーション機能 文 化 機 能 生物多様性保全機能	・ 保健、文化及び教育活動に寄与する機能及び自然環境を保全、形成する機能
木材等生産機能	・ 木材等森林で生産される資源を培養する機能

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の有する機能の発揮の上から地域の目指す望ましい森林の姿については、次表のとおりである。

【森林の有する機能と望ましい森林資源の姿】

機 能	望ましい森林資源の姿
水 源 涵 養 機 能	・ 下層植生や樹根が発達し、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い土壌を有する森林
山 地 災 害 防 止 機 土 壌 保 全 機 能	・ 下層植生が広く表土を覆うとともに、樹根が発達し、土壌を保持する能力に優れた森林 ・ 必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
快適環境形成機能	・ 樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力に優れ、汚染物質の吸着能力が高いなど、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能	・ 自然に接する場として適切に管理されている森林や優れた自然景観を有する森林
文 化 機 能	・ 必要に応じて保健・文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	・ 原生的な自然環境を構成し、貴重な動植物の生息、生育に適した森林
木 材 等 生 産 機 能	・ 木材として利用する上で良好な形質の材木からなり、二酸化炭素の固定能力が高い森林 ・ 林道等の生産基盤が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の整備及び保全に当たっては、水源涵養、山地災害防止／土壌保全などの各機能に加え、地球温暖化防止森林吸収源としての機能を総合的かつ高度に発揮させるため、健全な森林の維持造成を推進することとする。

森林の有する機能の発揮のための整備及び施業方策については、次表のとおりである。

【森林の有する機能と森林の整備に係る基本方針】

森林の機能	整備及び施業方策
水源涵養機能	・ 良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹根の根を発達させる施業を基本 ・ 伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散 ・ 立地条件等に応じ、天然力も活用した施業を推進 ・ ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の適切な管理を推進
山地災害防止機能 土壌保全機能	・ 災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び会費を図る施業を推進 ・ 立地条件等に応じ、天然力も活用した施業を推進 ・ 集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等では、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の適切な管理を推進
快適環境形成機能	・ 地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本 ・ 樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進 ・ 快適な環境の保全のための保安林の適切な管理を推進
保健・レクリエーション機能	・ 地域に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進 ・ 保健等のための保安林の適切な管理を推進
文化機能	・ 美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進 ・ 風致のための保安林の適切な管理を推進
生物多様性保全機能	・ 原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全 ・ 野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切保全の推進
木材等生産機能	・ 木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の材木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進 ・ 施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進

3 森林施業の合理化に関する基本方針

県、町、森林組合、森林管理署等で、相互に連絡を密にして、森林施業の共同化、林業経営化の更なる推進、林業後継者の育成、林業機械化の促進、木材の流通、加工体制の整備など、長期的展望に立った林業政策の実施に努めるものとする。

Ⅱ 森林整備の方法に関する事項

第1 森林の立竹木の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち主伐については更新（※）を伴う伐採であり、その方法は以下に示す皆伐又は択伐によるものとする。

※更新：伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が再び、立木地となること。

【立木の伐採（主伐）の標準的な方法の区分】

区分	内容
皆伐	主伐のうち択伐以外のもの
択伐	主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であつて、単木・帯状又は樹群を単位として概ね均等な割合で行なうもの

伐採の実施に当たっては、森林の生物の多様性保全の観点から、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木、目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては保残に努めることとする。

ア 皆伐

A 伐区の形状その他立木の伐採に関する留意事項

一箇所当たりの伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮するとともに、伐採跡地が連続することのないように、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を伐区の間確保することとする。

林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合には、保護樹帯の設定や伐区の形状に配慮することとする。

B 主伐の林齢

多様な木材需要に安定的に対応できるよう、次表に示すような生産目標別の仕立方法、期待径級、目安林齢を勘案し、さらに地位を加味した上で、生産目標（利用途）に応じた林齢で伐採するものとする。したがって、この期待径級・目安林齢の上下による伐採を制限するものではない。

単位 径級：cm 林齢：年生

主要樹種	生産目標	仕立方法	期待径級	目安林齢
スギ	役物：柱材	密仕立	24	50
	一般材	中仕立	26	50
	一般材	中仕立	32	60
	造作材	密仕立	36	80
ヒノキ	役物：柱材	密仕立	24	60
	一般材	中仕立	26	65
	一般材	中仕立	30	75
	造作材	密仕立	30	80

C 伐採後に天然更新を行う森林

伐採後に天然更新を行う森林は、天然下種更新及びぼう芽更新が確実な林分とする。

なお、更新を確保するため、種子の結実状況、天然稚樹の生育状況、伐採区域の形状、母樹の保存等について配慮し、ぼう芽更新の場合は、優良なぼう芽を発生させるため、11月から3月の間に伐採するものとする。

イ 択伐

択伐にあつては、人為と天然力の適切な組み合わせにより、確実に複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林を対象に、以下の事項について留意の上実施すること。

A 伐採率

伐採率は、伐採等される下層木の良好な生育環境の確保及び林床の目的外植生の生育を抑制する観点から適正な林内照度を確保するため、材積率で30%以下とする。ただし、伐採後の造林が人工植栽による場合は40%以下とする。また、法令等により制限がある場合はその範囲内で実施する。

B 天然更新

天然更新を前提とする場合には天然下種更新及びぼう芽更新が確実に図れる林分において行うこととし、種子の結実状況、天然稚樹の生育状況、母樹の保存等に配慮する。

2 樹種別の立木の標準伐期齢

立木の標準伐期齢は、主要樹種ごとに平均成長量が最大となる年齢を基準として森林の有する多面的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成等を勘案し下表に示す年齢を標準とする。

【標準伐期齢】

単位 林齢：年生

地 域	樹 種						
	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	天然生針葉樹	天然生広葉樹用材林	ぼう芽による広葉樹
全 域	35	40	30	30	100	100	15

注) 1 「ぼう芽による広葉樹」には、薪炭材、パルプ用チップ原木、食用きのこ原木等に供されるものを含む。

2 「サワラ」については「スギ」に、「クヌギ」については「ぼう芽による広葉樹」に準ずる。

3 制限林の「ぼう芽による広葉樹」については20年とする。

4 標準伐期齢は、標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標であるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務付けるものではない。

3 その他必要な事項

主伐期を迎える人工林について、計画的かつ効率的な伐採を推進することとする。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林をすべき樹種は、適地適木を旨として町の自然条件、樹種の特質及び木材の利用状況を勘案して、針葉樹ではスギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツを主体に、広葉樹ではコナラ、クヌギ類をはじめとする郷土樹種を主体とする。生長に優れた苗木や小花粉スギ等の花粉症対策苗木の導入にも努める。さらに、将来の用途拡大を見据え、早生樹等の新たな樹種の導入も視野に入れる。

人工造林の対象樹種	樹 種 名	備 考
針葉樹	スギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツ	
広葉樹	コナラ、クヌギ	

※新たな造林方法の導入や、風致の維持、特定の動物の採餌などのため、標準的な樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は町農林振興課とも相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

森林の確実な更新を図ることを旨として、主要樹種の植栽本数については、下表の植栽本数を目安として、既往の植栽本数及び施業体系を勘案して、仕立方法別に定める。

【人工造林の樹種別及び仕立ての別の植栽本数】

単位 本/ha

樹 種	仕立ての方法	標準的な植栽本数 (本/ha)	備 考
ス ギ	密 仕 立	4, 0 0 0	
	中 仕 立	3, 0 0 0	
	疎 仕 立	2, 0 0 0	
ヒ ノ キ	密 仕 立	4, 0 0 0	
	中 仕 立	3, 0 0 0	

※ 複層林化や混交林化を図る場合の上木の伐採後の樹間・樹下植採については、上木の疎仕立てに相当する本数に下層樹以外の立木の伐採率（樹冠占有面積または材積による率）を乗じた本数以上を植栽するものとする。

※ 森林の空間利用や特定の動物の生息環境の維持等に配慮した植栽をする場合は、林業普及指導員又は町農林振興課と相談の上、当該区域に適切な植栽本数を判断するものとする。

その他人工造林の方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地 拵 え の 方 法	伐採木及び枝条等が植栽の支障にならないように整理することとし、気象害や林地の保全に配慮する必要がある場合には、筋地拵え等の方法も検討するものとする。
植 付 け の 方 法	気象その他の立地条件及び既往の植付け方法を勘案して、植付け方法を定めるとともに、適期に植え付けるものとする。 また、育苗域間を短縮でき、植え付けコストの低い「コンテナ苗」の導入に努めるものとする。
植 栽 の 時 期	3月中旬～4月中旬と、9月中旬～10月中旬とする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林資源の積極的な造成を図り、林地の荒廃を防止し森林の有する多面的機能を発揮させるため、植栽は適地適木を旨として、期間について以下のとおり定めるものとする。

【伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針】

区分	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林及びそれ以外の森林
皆伐	2年以内
択伐	5年以内

※択伐は伐採率が40%を超えないものに限る

※伐採が終了した年度の翌年度から起算したものとする

2 天然更新に関する事項

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこととする。また、更新を確実なものとするため、必要に応じて掻き起こし、刈出し、植え込み等の更新補助作業等の施行を実施する。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種は、アカマツ、コナラ、クヌギ類をはじめとした高木性の郷土樹種を主体に定めるものとする。

天然更新の対象樹種	アカマツ、コナラ、クヌギ等
-----------	---------------

(2) 天然更新の標準的な方法

森林の確実な更新を図るため、以下の本数を参考に気象及びその他立地条件、既往の造林方法等を勘案して定めることとする。

単位 本/ha

樹種	期待成立本数	天然更新すべき立木本数
アカマツ、コナラ クヌギ類	10,000	3,000本

天然更新を行う際には、期待成立本数に10分の3を乗じた本数以上の本数（ただし、草丈以上のものに限る。）を更新することとする。

【天然更新補助作業の標準的な方法】

区 分	標 準 的 な 方 法
地 表 処 理	ササの繁茂や枝条の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所については掻き起こしや枝条整理等を行い、種子の定着及び発育の促進を図るものとする。
刈 り 出 し	天然稚幼樹の生育がササ等の下層植生によって阻害されている箇所については、稚幼樹の周囲を刈り払い稚幼樹の成長の促進を図るものとする。
植 え 込 み	天然下種更新及び萌芽更新の不十分な箇所については、経営目標等に適した樹種を選定して植え込みを行うものとする。
芽 か き	ぼう芽更新を行った箇所において、目的樹種の発生状況により必要に応じて優良芽を1株あたり2～4本残すものとし、それ以外のものをかきとる。

その他天然更新の方法

更新完了の確認方法については、草丈（概ね50cm）以上となった更新木の幼稚樹が林地の全域にわたり、上記「天然更新すべき立木本数」程度が存在する状態を更新完了の目安とし、確認を行うものとする。

なお、更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図ることとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として、伐採跡地の天然更新すべき期間は伐採が終了した日を含む翌年度から起算して5年以内とする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森 林 の 区 域	備 考
当区域については、原則人工針葉樹林の区域とするが、必要に応じて以下の森林を含めることとする ・ 種子を供給する母樹が存在しない森林 ・ 天然稚樹の育成が期待できない森林 ・ 林床や地表の状況、病虫獣などの被害状況から天然更新が期待できない森林	主伐後、必ず植栽を行うことを原則とする

4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準

この基準については、次のとおり定める。

(1) 更新に係る対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

10,000本/ha

5 その他必要な事項

特になし

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

(1) 生産目標に応じた標準的な間伐の実施時期と回数

樹種	生産目標	仕立・本数	間伐時期（目安年）							主伐 （目安）
			初回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	
スギ	役物：柱材	密・4,000	16	22	28	35	43			50
	一般材	中・3,000	18	25	33	41				50
	一般材	中・3,000	18	25	33	41	50			60
	造作材	密・4,000	16	22	28	35	43	54	66	80
	一般材	疎・2,000	25	33	41					50
ヒノキ	役物：柱材	密・4,000	18	24	30	40	50			60
	一般材	中・3,000	20	27	35	45	55			65
	一般材	中・3,000	20	27	35	45	55	65		75
	造作材	密・4,000	18	24	30	42	54	67		80

(2) 間伐の標準的な方法

- ア 間伐木の選定方法については、保育間伐では形質不良木の除去を目的として行う。
収入間伐では形質の良い木についても選定の対象とする。
- イ 間伐率は、概ね20～35%とする。（保育間伐では定率、収入間伐では効率）
- ウ 間伐により適度な下層植生を有する林分構造の維持に努める。
- エ 間伐材の利用価値及び収益性の向上が図られるよう実施区域の集約化に努め、作業コストの低減を図るものとする。

2 保育の作業種別の標準的な方法

(1) 標準的な保育作業の方法

保育の種類	標準的な方法
下刈り	植栽木以外の雑草、木竹類等一切のものを地際から、全部刈払う。 実施時期は6月から8月ごろを目安とする。
つる切り	下刈終了後、つるの繁茂の状況に応じて行う。実施時期は、6～7月ごろを目安とする。
除伐	造林木の生長を阻害したり、阻害が予想される進入木や形質不良木を除去する。実施期間は、8月～10月ごろを目安とする。

3 その他間伐及び保育の基準

(1) 間伐

目的樹種の育成が阻害される立木を対象に実施するものとし、急激な環境変化が生じないよう配慮するとともに、目的外樹種であっても優良なものは残して育成する。

(2) 下刈

下刈りについての実施期間は、目的樹種の育成状況、植生の種類及び植生高を総合的に判断して定めることとするが、スギにあっては7年間、ヒノキにあっては8年間を標準とする。

(3) つる切り

下刈り終了後早期に実施し、つる類の繁茂状況に応じて適時適切に行う。

4 その他必要な事項

森林法第10条の10第2項に基づく、間伐又は保育が適正に実施されていない森林であってこれらを早急に実施する必要がある要間伐森林について、当該森林所有者に対し要間伐森林である旨並びに当該要間伐森林について実施すべき間伐又は保育の方法及び時期を通知するものとする。

なお、1及び3に定める間伐の基準に照らし計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在等は参考資料に整理する。

第4 公益的機能別施業森林の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法

公益的機能別施業森林の区域は、森林の有する公益的機能の区分に基づき、公益的機能の高度発揮が求められており、その維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要と見込まれる森林の区域を設定するものである。

ア 区域の設定の基準に関する指針

公益的機能別施業森林の区域は、保安林等法令に基づき森林施業に制限を受ける森林の所在、森林の立地条件、森林の機能の評価区分（「森林の機能別調査実施要領の制定について」（昭和52年1月18日付け52林野計第532号林野庁長官通知）に基づく評価区分）、森林の有する機能に対する地域の要請、既往の森林施業体系等を勘案して定める。

①水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

水源涵養保安林や集水域、河川の上流に位置する水源地周辺の森林など、水源涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域を本計画の付属資料である、那珂川町森林整備計画概要図に定めることとする。

【水源涵養機能維持増進森林の基準】

重視する機能：水源涵養機能
(保安林やその他制限林の指定区域) 水源涵養保安林、干害防備保安林
(その他の区域) ・湖等の集水区域や主要な河川の上流に位置する水源周辺の森林 ・地域の用水源として重要なため池や湧水地溪流等の周辺に存する森林の区域 ・水源涵養機能の評価区分の高い森林等

②山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林

土砂流出防備保安林や、山腹崩壊等により人名や人家等に被害を及ぼすおそれがある森林など、土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を区域とする。

【山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林の基準】

重視する機能：山地災害防止機能／土壌保全機能
（保安林やその他制限林の指定区域） 土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、落石防止保安林、山地災害危険地区、砂防指定地周辺
（その他の区域） ・ 山地災害の発生により人命、人家等施設への被害のおそれがある森林 ・ 山地災害防止機能／土壌保全機能の評価区分の高い森林等

③快適環境形成機能維持増進森林

飛砂防備保安林や、風害等の気象災害を防止する効果が高い森林など、地域の快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を区域とする。

【快適環境形成機能維持増進森林の基準】

重視する機能：快適環境形成機能
（保安林やその他制限林の指定区域） 防風保安林
（その他の区域） ・ 風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林 ・ 日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林 ・ 快適環境形成機能の評価区分が高い森林等

④保健機能維持増進森林

保健保安林等、保健・文化及び教育活動に寄与する森林や生物多様性を保全する必要がある森林など保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を区域とする。

【保健機能維持増進森林の基準】

重視する機能：保健、レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能
（保安林やその他制限林の指定区域） 保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林
（その他の区域） ・ キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林などの地域の保健・教育的利用等に適した森林 ・ 史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林 ・ 希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林 ・ 保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能の評価区分が高い森林等

イ 森林施業の方法に関する指針

①水源涵養機能維持増進森林

水源涵養機能の維持増進を図るために適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔を延長するとともに、皆伐を実施する場合は伐採面積の規模を縮小することとする。

また、立地条件や地域の要請等に応じ、転園力も活用した施業を推進することとする。

②山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林、快適環境形成機能維持増進森林、保健機能維持増進森林

● 山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林については、災害に強い国土を形成する観点から、地形・地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小並びに回避を図る施業を推進することとする。

● 快適環境形成機能維持増進森林については、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や、適切な保育・間伐等を推進することとする。

- 保健機能維持増進森林については、憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や地域のニーズ等に応じ、広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進するとともに、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。

また、生物多様性の維持増進についても配慮するものとする。

これらの森林については、複層林施業を実施することを基本とし、徳に公益的機能の発揮が求められる森林については、択伐による複層林施業を実施することとする。

なお、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においても、公益的機能の確保が図れる場合は、長伐期施業を行うことも可能とする。

長伐期施業において皆伐を実施する場合は、伐採に伴って発生する裸地の縮小化・分散化を図ることとする。

また、保健機能維持増進森林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために必要な場合は、郷土樹種を主体とした特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うものとする。

それぞれの森林の区域については、附属資料である那珂川町森林整備計画概要図に定めることとする。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

ア 区域の設置

森林の立地条件、森林の機能の評価区分等を参考として、森林の一体性も踏まえつつ木材等生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域について、別表1のとおりとする。

イ 森林施業の方法

木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の材木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進するとともに、森林施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。

なお、具体的な伐採・造林・間伐・保育等の森林施業の方法は、前述の「Ⅱ 森林整備の方法に関する事項 第1～第3」に基づいて実施する。

ウ その他必要な事項

該当なし

第5 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 路網の整備に関する事項

- (1) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム並びに作業路網等整備とあわせて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

ア 本計画は八溝地域を中心に緩傾斜地から中傾斜地が多く、主に車両系集材が中心となっている。緩やかな地形的条件を生かし、森林作業道を網目上に配置し、林内路網密度は42.2m/haと県平均の29m/haを上回っている。

路網整備は、低コスト林業経営を展開し、適正かつ計画的な森林施業及び森林管理の確保等に不可欠であることから、地域林業の中核となる林道のほか、10tトラックの通行も可能な林業専用道、高性能林業機械や旧傾斜地における架線系作業システムに対応した森林作業を効率よく組み合わせた整備を行う。

また、生物多様性の保全を図るため、自然環境に配慮した路線配置や適切な工法等を採用し整備を行う。

なお、本町の路網密度の水準は以下のとおりとする。

【路網整備の水準】

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)	
			基幹路網
緩傾斜地 (0°～15°)	車両系 作業システム	100m以上	35m以上
中傾斜地 (15°～35°)	車両系 作業システム	75m以上	25m以上
急傾斜地 (35°～)	車両系 作業システム	60m以上	15m以上
	架線系 作業システム	5m以上	5m以上

イ 路網整備等推進区域の設定

計画期間内に基幹路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路もう整備等推進区域）を以下のとおり設定する。

路網整備等推進区域	面積（h a）	開設予定路線	開設予定延長（m）	対図番号	備考
富山	9 5	富山大沢線	6 0 0	1	
大内・矢又	2 3 1	大内矢又線	6 0 0	2	
矢又	1 2 1	八溝南進線	4, 5 0 0	3	
大内	2 0 8	御前岩大内線	1, 7 0 0	4	
小砂	1 6 7	梅平線	5 0 0	5	
小砂	1 2 3	仲山沢線	3 5 0	6	
小口	1 0 2	大平線	5 0 0	7	
矢又	1 5 1	岡組岡沢線	7 5 0	8	
松野	8 3	南沢線	5 0 0	9	
大山田下郷	1 0 6	赤土荷田線	6 0 0	1 0	
健武	2 1 8	今平荒沢線	6 0 0	1 1	
大山田下郷	7 8	谷川沢ムジナ沢線	6 1 0	1 2	
矢又・富山	1 1 9	矢又富山線	1, 3 0 0	1 3	
白久	4 0	藤山沢線	5 0 0	1 4	
浄法寺	2 3	梅坪線	6 0 0	1 5	
小口	1 0 2	大平明惣線	1, 5 0 0	1 6	
小口	5 5	枇杷佐和線	6 0 0	1 7	
馬頭	8 2	馬頭線	5 0 0	1 8	
大山田下郷	2 8	大山田線	1, 2 0 0	1 9	
大内	8 1	大内線	9 0 0	2 0	
松野	7 6	武茂線	7 0 0	2 1	
恩田	7 6	恩田線	8 0 0	2 2	
三輪	4 9	三輪線	8 0 0	2 3	
薬利	8 0	薬利線	5 0 0	2 4	

(2) 作業路網の整備及び維持運営に関する事項

ア 基幹路網に関する事項

① 基幹路網の作設にかかる留意点

林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月24日22林整整第602号林野庁長官通知）及び森林作業道作設指針（平成22年11月17日林整整第656号林野庁長官通知）に則るほか、栃木県林業専用道作設指針（平成22年10月18日環森政第229号環境森林部長通知）、栃木県森林作業道作設指針（平成23年6月17日環森政第139号環境森林部次長兼環境森林政策課長通知）に従い開設することとする。

② 基幹路網の整備計画

【開設】

開設/ 拡張	種類	区分	位置	路線名	延長 (m) 及び 箇所 数	利用区域 面積 (ha)	前半 5ヶ年の 計画 箇所	対図 番号	備考
開設	自動車道		富山	富山大沢線	600	185	○	1	
			大内 矢又	大内矢又線	600	46		2	
			矢又	八溝南進線	4,500	312		3	
			大内	御前岩大内線	1,700	98		4	
			小砂	梅平線	500	63		5	
			小砂	仲山沢線	350	26		6	
			小口	大平線	500	47	○	7	
			矢又	岡組岡沢線	750	16	○	8	
			松野	南沢線	500	10	○	9	
			大山田下郷	赤土荷田線	600	54	○	10	
			健武	今平荒沢線	600	52	○	11	
			大山田下郷	谷川沢 ムジナ沢線	610	22	○	12	
			矢又 富山	矢又富山線	1,300	23		13	
			白久	藤山沢線	500	35		14	
			浄法寺	梅坪線	600	15		15	

			小口	大平明惣線	1,500	20	○	16	
			小口	枇杷佐和線	600	11	○	17	
		林業専用道	馬頭	馬頭線	500	16		18	
		林業専用道	大山田下郷	大山田線	1,200	25		19	
		林業専用道	大内	大内線	900	20		20	
		林業専用道	松野	武茂線	700	18		21	
		林業専用道	恩田	恩田線	800	20		22	
		林業専用道	三輪	三輪線	800	25		23	
		林業専用道	薬利	薬利線	500	16		24	

【拡張／改良】

開設/ 延長	種類	区分	位置	路線名	延長 (m)	箇所数	前半 5ヶ年の 計画 箇所	備考
拡張 (改良)	自 動 車道		大山田下郷	鶴居峠御前岩線	1,100	1		
			大山田上郷	滝ヶ沢1号線	2,230	5		
			小砂	滝ヶ沢2号線	1,640	2		
			富山	塚田前東入線	810	4	○	
			大山田上郷	原沢青芝田線	1,130	4		
			大山田上郷	原沢線	1,070	4		
			富山	雁沢線	1,750	2	○	
			松野・矢又	城間線	3,800	1	○	
			谷川 大山田上郷	月出ヶ沢線	3,850	1	○	
			富山	ウバン沢線	1,070	3	○	
			馬頭	すくすくの森線	100	1		
			片平	常円寺裏線	2,210	3	○	
			薬利	庭渡沢線	620	2		

【拡張／舗装】

開設/ 拡張	種類	区分	位置	路線名	延長 (m)	前半 5ヶ年の 計画 箇所	備考
拡張 (舗装)	自動車道		富山	塚田前東入線	810	○	
			大山田上郷	原沢青芝田線	1,130		
			大山田上郷	原沢線	1,070		
			富山	雁沢線	1,750	○	
			富山	ウバン沢線	1,070	○	
			富山	富山大沢線	600	○	
			大内・矢又	大内矢又線	600		
			矢又	八溝南進線	4,500		
			大内	御前岩大内線	1,700		
			小砂	梅平線	500		
			小砂	仲山沢線	350		
			小口	大平線	500	○	
			矢又	岡組岡沢線	750	○	
			松野	南沢線	500	○	
			大山田下郷	赤土荷田線	600	○	
			健武	今平荒沢線	600	○	
			大山田下郷	谷川沢 ムジナ沢線	610	○	
			白久	藤山沢線	500		
			浄法寺	梅坪線	600		
			小口	大平明惣線	1,500	○	
			小口	枇杷佐和線	600	○	

イ 細部路網の整備に関する事項

① 細部路網の作設に係る留意点

「森林作業道作設指針」（平成22年11月17日林整整第656号林野庁長官通知を基本として、栃木県が定める「栃木県森林作業道作設指針」（平成23年6月17日22林整整第139号環境森林部次長兼環境森林政策課長通知）に従い整備することとする。

② その他必要な事項

路網整備にあたっては、林業機械等の作業ポイントの適切な配置や森林作業道から搬出された木材をトラック等に積み込むための土場の確保により、林内からの木材搬出や大型車両による輸送効率を高め、低コスト林業を促進していく。

(3) 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理することとする。

第6 委託を受けて行なう森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

本町における民有林の所有状況は、一人当たりの所有面積が10ha以下の小規模経営者が多く、森林施業の体系として森林組合を中心とした長期受委託契約による森林整備が推進されてきた地域である。

今後の森林経営規模の拡大についても、従来の長期受委託契約の枠組みを基盤とした森林経営計画の作成により、森林組合を中心とした更なる施業集約化の促進を図ることとする。

2 森林の施業又は経営の受託等による規模拡大を促進するための方策

フォレスターやプランナーによる普及啓発活動を通じた、森林所有者等に対する施業の長期受委託の働きかけを積極的に行い、施業集約化を促進する。

また、そのメリットを活かした効率的な路網や作業ポイントを配置することで、機械化に対応した施業体系を確立し、施業の低コスト化を推進する。

その実行確保により、森林の適正管理と森林資源の活用に資することとする。

3 森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項

那珂川町の林業が発展するため、施業の集約化に取り組む者に対する森林の経営の受託等に必要な情報の提供、助言及びあっせんを積極的に行う。

第7 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

小規模な森林所有者が多い本町では、林家個人が伐採・造林・保育及び間伐等を計画的に実施していくことは困難である。そのため、森林施業の集約による共同化を助長し、合理的な森林経営の推進を図る。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

施業の共同化に当たっては、造林、保育及び間伐等の森林施業を森林組合に委託することにより、計画的な森林施業を図ることとする。

3 共同で森林施業を実施する上で留意すべき事項

- (1) 森林施業計画又は森林経営計画を共同で作成する者（以下「共同作成者」という。）全員により各年の当初等に年次別の詳細な実施計画を作成し、代表者等による実施管理を行うこととし、間伐を中心に施業は可能な限り共同で又は意欲ある林業事業体等への共同委託により実施することとする。
- (2) 作業路網その他の施設の維持運営は、共同作成者の共同により実施すること。
- (3) 共同作成者の一が施業等の共同化につき遵守しないことにより、その者が他の共同作成者に不利益を被らせることがないように、予め個々の共同作成者が果たすべき責務等を明らかにすること。

第8 その他森林整備の方法に関し必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保の方針

林業労働者育成の課題は、林業経営の安定と経済性の向上を図り、山づくりへの意欲を喚起させることにある。また、労働者にとって他産業と同等又はそれ以上の雇用条件となることが重要である。

今後、林業労働者の養成及び確保については、林業労働者に対する技術研修の受講や免許・資格の取得を推進し、経営基盤や業務執行体制の強化を推進するとともに、林業施業の共同化・合理化を進め、農業との複合経営による林業経営の健全化・安全化を推進する。

更に、森林組合の組織強化と資本装備の拡充を図り、地域森林の計画・提案ができる施業プランナーの育成を図ることにより、受委託の拡大を通し労務班の雇用の通年化と近代化に努める。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(1) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

森林資源の循環利用を推進するためには、施業の集約化とともに路網整備と地域に適した高性能林業機械の組み合わせによる効率的な作業システムを構築し、低コスト林業の確立を図る必要がある。

高性能林業機械の導入については、各種補助事業等の活用により積極的に推進してきたところであるが、今後も導入促進を継続していくほか、(協)栃木県林業サービスセンターによる共同利用の推進を図る。

【高性能機械を主体とする林業機械の導入目標】

作 業 の 種 類		現 状 (参考)	将 来
伐 倒	緩・中・急傾斜地	チェーンソー	チェーンソー
造 材		チェーンソー プロセッサ	チェーンソー プロセッサ
集 材		林内作業車 グラップル付バックホウ	林内作業車 グラップル付バックホウ (増数)
運 材		フォワーダ	フォワーダ (増数)

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

本町における素材の生産流通・加工については、プレハブ住宅の普及による在来工法木造住宅の減少、木材価格の低迷に加え外材による圧迫等により、伐採のみならず除間伐等保育管理が停滞している状況にある。また、製材工場においても、小規模の個人経営が大半で規模の拡大も望めない状況にある。

その中であって、本町の優良な木材資源を求めて進出した企業もあり、各種補助事業等により木材加工施設やチップ製造施設、バイオマス発電施設等の整備が進み、建築材料としてのみでなく木質バイオマスとして地元産木材の利用が図られている。

また、上記の企業と地域が連携して木の駅プロジェクトを実施しており、林地残材の有効利用も図られている。

これらを継続して推進していくため、各種補助事業等の活用により一層の森林資源の循環利用を図っていく。

特用林産物のうち、本町の特産品のひとつであるシイタケについては、福島第一原子力発電所事故の影響により、生産量が減少している状況にあるため、生産者・農協等と連携し、生産量の回復に努めることとする。

4 その他必要な事項

都市住民を中心としたU J I ターン者等の定住の促進を図るため、山村地域の生活環境の整備等森林施業の合理化に関する事項を進めていきたい。

同時に、区域内の製材所や再資源化工場と連携し、森林より産出される木材を余すことなく利用して、資源の循環利用も進めていきたい。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

- 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
設定なし
- 2 その他必要な事項
該当なし

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等の被害対策については、松枯れ、ナラ枯れ等森林病虫害による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努める。

松くい虫による被害対策については、保全すべき松林の区域に絞って、伐倒駆除等の駆除対策に組み合わせた防除の推進を図る。

また、保全すべき松林を的確に守るため、松くい虫の繁殖源となる周辺松林の計画的な樹種転換を図る。なお、森林病虫害等の蔓延のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合には、伐採の促進に関する指導等を行うことがある。

また、ナラ枯れ被害については、全国的に急激な広がりを見せていることから、本市においても関係機関との情報共有を密にし、監視体制の強化を図るとともに、被害発生時の防除実施体制を構築する。

- ###### (2) その他
- 該当なし

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

該当なし

3 林野火災の予防の方法

林野火災の発生原因はほとんどが人為的なものであるため、広報での注意喚起等により、地域住民及び利用者に対し林野火災予防の意識の啓発を図る。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れを実施する際には「那珂川町火入れに関する条例（平成17年10月1日条例第142号）」を踏まえ火入れの目的、火入れの方法等に留意すること。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

森 林 の 所 在	伐採を促進すべき理由	備 考
馬頭 5・11・12 エ、オ、ク、ケを除く・13 小川 20 イ、ウを除く・21・24 オ 10、11 を 除く・25	松くい虫被害の防止のため	

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

森 林 の 所 在		森 林 の 林 種 別 面 積 (h a)						備 考
位置	林 小 班	合 計	人工林	天然林	無立木地	竹 林	その他	
大内	42・林班エ、オ、カ、 キ準林班	45.15	34.82	10.07	0.26			

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

森林の保健機能の増進を図るとともに、施設設置に伴う森林の有する水源かん養・国土保全等の機能の低下を補完するために自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮しつつ、択伐後に郷土樹種を主体とした広葉樹の導入等、多様な施設を積極的に実施するものとする。

また、利用者が快適な散策を行えるよう適度な林内照度を維持するため、間伐・除伐等の保育を積極的に行うものとする。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

特になし。

4 その他必要な事項

- (1) 施設整備後の施設の管理運営にあたっては、設置の目的に合った利用を図るとともに、トイレ、ごみ箱等の衛生施設を設置し、日常の管理を適切に行うものとする。
- (2) 山火事防止等の防災体制を整備するものとする。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

- (1) 路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域
- 森林法施行規則第33条第1号ロの規定による区域について、次のとおり定めるものとする。

区域名	林 班	区域面積 (h a)
大山田 1	大山田 1・2・3・4・5・6・7・8・9・10・ 11・12・13・14・15・16・17・18・19・20・ 21・22・23・24・25・26・27・28・29	1120.94
大山田 2	大山田 30・31・32・33・34・35・36・37・ 38・39・40	522.79
大山田 3	大山田 41・42・43・44・45・46・47・48・ 49・50・51・52・53・54・55・56・57・58・ 59・60	1035.22
大内 1	大内 19・20・21・22・23・24・25・26・ 27・28・29・30・31	459.95
大内 2	大内 1・2・3・4・5・6・7・8・9・10・ 11・12・13・14・15・16・17・18・32・33・ 34・35・36・37・38・39・40・41・42・43・ 44・45・46・47	1628.84
馬頭 1	馬頭 1・2・3・4・5・6・7・8・9・10・ 11・12・13・14・15・16・17・18・19・20・ 21・22・23・24	1033.60
馬頭 2	馬頭 25・26・27・28・29・30・31・32・ 33・34・35・36・37・38・39・40・41・42・ 43・44・45・46・47	1300.86
武茂 1	武茂 1・2・3・4・5・6・7・8・9・10・ 11・12・13・14・15	840.22
武茂 2	武茂 16・17・18・19・20・21・22・23・ 24・25	522.83
小川 1	小川 1・2・3・4・5・6・7・8・9・10・ 11・12・13・14・15・16・17・18・19・20	625.51
小川 2	小川 21・22・23・24・25・26・27・28・ 29・30・31・32・33・34・35・36・37・38・ 39	683.13

(2) その他

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画することとする。

- ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
- ウ IIの第6の3の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第7の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- エ IIIの森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

2 森林整備を通じた地域振興に関する事項

保健文化機能の維持増進を図る森林を中心に、森林整備への地域住民等の参画、様々な体験活動を通じた森林環境教育、健康づくり等への森林利用等に関し、幅広く機会、活動の場を提供する。

3 森林の総合利用の推進に関する事項

該当なし

4 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

保健・保養機能、水資源確保等の森林のはたらきへの理解を深めてもらうことを目的とした講座やふるさとへの愛着心を育むための林業体験プログラムを取り入れた事業を、推進する。

- ・町民参加による自然と共生するまちづくりの推進
- ・森林環境教育、健康づくりなどの場として、幅広い森林利用の推進
- ・森林づくりボランティア活動の推進
- ・山村地域の定住促進や都市と山村の共生・対流の推進
- ・「とちぎの元気な森づくり県民税」を活用した、森林や木とのふれあいの推進

(2) 上下流連携による取り組みに関する事項

上流域である本町と下流域の都市とが交流し、水源として重要な役割を持つ森林の育成保護の重要性を認識してもらえるように働きかける。

(3) 法第10条の11の8第2項に規定する施業実施協定の参加促進対策

施業実施協定の参加促進のため、町は協定申出者に対し必要な情報を提供することとする。

5 その他必要な事項

(1) 里山林等の林分の保全・整備・利用の促進に関する事項

地域における里山林や都市近郊林が、大気の浄化や騒音の防止効果を発揮し、緑とのふれあいなど生活に潤いとゆとりを与える自然とのふれあいの場として、人々に継続的に利用され維持管理されるよう、森林所有者と地域住民の連携及び協力の下で「とちぎの元気な森づくり県民税」を中心とした整備及び保全活動と利用活動を推進していく。

(2) 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては当該制限に従って施業を実施する。

制限林の区分別の施業方法

制 限 林 の 区 分	施 業 の 方 法
保 安 林	森林法（昭和26年6月26日法律第249号）第33条第1項の告示に基づく指定施業要件、森林法施行令（昭和26年7月31日政令第276号）第4条に定める指定施業要件の基準並びに森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準に基づいて行う。
自 然 公 園	「自然公園区域内における森林の施業について」（昭和34年11月2日付け34林野指第6417号）に基いて行う。
砂 防 指 定 地	「栃木県砂防指定地の管理棟に関する条例」（平成15年3月18日条例第5号）に基づいて行う。
鳥 獣 保 護 特 別 保 護 地 区	「鳥獣保護区内の森林施業について」（昭和39年1月17日付38林野計第1043号）に基づいて行う。
自 然 環 境 保 全 地 域 特 別 地 区	「自然環境の保全及び緑化に関する条例」（昭和49年3月30日条例第5号）第15条の定めるところによる。
文化財保護法による史跡名勝 天然記念物に係る指定地域等	文化財保護法（昭和25年5月30日法律第214号）第125条の定めるところによる。
都 市 計 画 法 に よ る 風 致 地 区	都市計画法（昭和43年6月15日法律第100号）第58条及び風致地区内における建築時の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令（昭和44年12月26日政令第317号）第3条の定めるところによる。

【別表 1】

区分	森林の区域		面積 (h a)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための 森林施業を推進すべき森林	馬 頭	5・6・7・8・9・10・11・12・ 13・14・15・16・17・18・21・ 24・29・30・31・32・33・34・ 35・36・37・40・41・42・43・ 44・47	1492.71
	武 茂	1・2・3・5・6・7・8・9・10・ 11・12・13・14・15・16・17・ 18・19・20・21・22・23・24・ 25	1316.44
	大 内	1・2・3・4・5・6・7・8・9・ 10・11・12・13・14・15・16・ 17・18・19・20・21・22・23・ 24・25・26・27・28・29・30・ 31・32・33・34・35・36・37・ 38・39・40・41・42・43・44・ 45	2088.79
	大 山 田	1・2・4・5・6・7・8・9・10・ 11・12・13・14・15・16・17・ 18・19・20・21・22・23・24・ 25・26・27・28・29・30・31・ 32・33・34・35・36・37・38・ 39・40・41・42・43・44・45・ 46・47・48・49・50・51・52・ 53・54・55・56・57・60	2591.65
	小 川	20・21・22・23・24・25・26・ 27・28・29・30・31・32・33・ 34・35・36・37・38・39	743.89

区分		森林の区域		面積 (h a)
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適環境の形成の機能又は保健文化機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	馬頭	23	30.73
		武茂	4	46.61
		大山田	58・59	69.01
	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	馬頭	20・22・25・26・27・28・45・46	514.98
	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	馬頭	1・2・3・4・19・38・39	296.04
		大山田	3	18.29

区分	森林の区域		面積 (h a)
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	馬頭	1・2・3・4・5・6・7・8・9・10・11・12・13・14・15・16・17・18・19・20・21・22・23・24・25・26・27・28・29・30・31・32・33・34・35・36・37・38・39・40・41・42・43・44・45・46・47	2334.46
	武茂	1・2・3・4・5・6・7・8・9・10・11・12・13・14・15・16・17・18・19・20・21・22・23・24・25	1363.05
	大内	1・2・3・4・5・6・7・8・9・10・11・12・13・14・15・16・17・18・19・20・21・22・23・24・25・26・27・28・29・30・31・32・33・34・35・36・37・38・39・40・41・42・43・44・45	2088.79
	大山田	1・2・3・4・5・6・7・8・9・10・11・12・13・14・15・16・17・18・19・20・21・22・23・24・25・26・27・28・29・30・31・32・33・34・35・36・37・38・39・40・41・42・43・44・45・46・47・48・49・50・51・52・53・54・55・56・57・58・59・60	2678.95
	小川	31・32・33・34・35・36・37・38・39	271.55

(注)

ア) 平成 24 年 3 月 31 日以前において、分収林特別措置法に基づく分収林契約を締結している森林については、上記公益的機能別施業森林の区域から除くものとする。

イ) コナラ・クヌギ林については、上記公益的機能別施業森林の区域から除くものとする。

【別表 2】

区分	施業の方法	森林の区域		面積 (h a)
水源の涵養の機能の維持 増進を図るための森林 施業を推進すべき森林	伐期の 延長を 推進す べき森 林	馬 頭	5・6・7・8・9・10・11・12・13・14・15・ 16・17・18・21・24・29・30・31・32・33・ 34・35・36・37・40・41・42・43・44 47	1492.71
		武 茂	1・2・3・5・6・7・8・9・10・11・12・13・ 14・15・16・17・18・19・20・21・22・23・ 24・25	1316.44
		大 内	1・2・3・4・5・6・7・8・9・10・11・12・ 13・14・15・16・17・18・19・20・21・22・ 23・24・25・26・27・28・29・30・31・32・ 33・34・35・36・37・38・39・40・41・42・ 43・44・45	2088.79
		大 山 田	1・2・4・5・6・7・8・9・10・11・12・13・ 14・15・16・17・18・19・20・21・22・23・ 24・25・26・27・28・29・30・31・32・33・ 34・35・36・37・38・39・40・41・42・43・ 44・45・46・47・48・49・50・51・52・53・ 54・55・56・57・60	2591.65
		小 川	20・21・22・23・24・25・26・27・28・29・ 30・31・32・33・34・35・36・37・38・39	743.89
土地に関する災害の防止 及び土壌の保全の機能、 快適な環境の形成の機能 又は保健文化機能の維持 増進を図るための森林 施業を推進すべき森林	長伐期 施業を 推進す べき森 林	馬 頭	1・2・3・4・19・20・22・23・25・26・27・ 28・38・39・45・46	841.75
		武 茂	4	46.61
		大 山 田	3・58・59	87.30